

不動産取得税・固定資産税・印紙税等の課税関係

(その他税金の課税関係)

今回は公益法人等における不動産取得税・固定資産税・印紙税等の課税関係について概説する。

(ポイント)

○不動産取得税、固定資産税、都市計画税、事業所税、印紙税、登録免許税につき、公益法人においては一部非課税の措置が取られているものがある。

1. 不動産取得税、固定資産税の取扱い

固定資産税および都市計画税については、公益法人が設置する、幼稚園で直接保育の用に供する資産など一定のものについて、非課税の措置が取られている(地法348)。不動産取得税も固定資産税とおおむね同様の内容で非課税とされている(地法73の4)。

2. 事業所税の取扱い

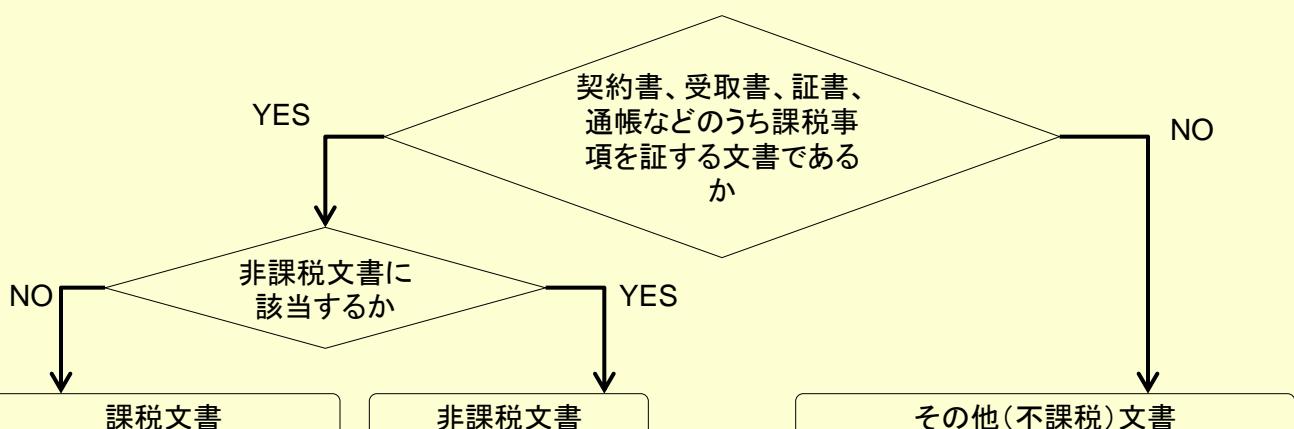
事業所税についても、法人税の対応に連動して、公益法人については公益目的事業を収益事業の範囲から除外したうえで、収益事業以外の事業に対しては非課税とし、一般法人のうち非営利型に該当するものは収益事業以外の事業に対しては非課税とされる(地法701の34 I)。

3. 印紙税の取扱い

印紙税が課税されるのは、課税文書に限られるが、公益社団・財団法人は公益目的事業を行うことを主たる目的とし、営利を目的とする法人ではないことから、その作成する金銭または有価証券の受取書は収益事業に関して作成するものであっても、営業に関しない受取書に該当し、非課税となる(印法別表第一)。なお、5万円未満の領収書は印紙の貼付けが不要となっている。印紙税の課税標準となる金額は原則として「消費税込」の金額とされているが、消費税額が「区分記載」されている場合には、消費税抜の本体価格を課税標準とすることが認められている(下図参照)。

【印紙税の可否判定】

文　書　の　作　成



(裏面に続く)



不動産取得税・固定資産税・印紙税等の課税関係

消費税率8%の場合における、同一金額で印紙税が必要なケースと不要なケース

(印紙税￥200 必要)

(印紙税 不要)

領収書	○○ 様	¥51,840—
平成29年6月15日 上記正に領収いたしました。		
内訳： 税抜金額 消費税額	収入 印紙	
領収書	○○ 様	¥51,840— (消費税込)
平成29年6月15日 上記正に領収いたしました。		
内訳： 税抜金額 消費税額	収入 印紙	

領収書	○○ 様	¥51,840—
平成29年6月15日 上記正に領収いたしました。		
内訳： 税抜金額 消費税額	¥48,000 ¥3,840	
領収書	○○ 様	¥51,840— (うち消費税¥3,840)
平成29年6月15日 上記正に領収いたしました。		

4. 登録免許税の取扱い

公益認定またはその取消しの際の名称の変更登記及び公益法人に係る役員の変更登記等については非課税となる(登免法5XIV)。

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ：社団・財団法人の実務家のひとこと

<役員等の欠格事由に注意>

本年3月31日、とある公益社団法人が県内で初となる公益認定取消処分を受けた。役員に就任した人物が、公益認定法に定める役員等の欠格事由に該当したためである。具体的には、窃盗罪により懲役1年6ヶ月の判決を受けていた者を、平成25年7月に刑の執行を終えてから5年を経過しないうちに役員に就任したものである。同法人は5年を経過していないことを知らなかったという。この処分により同法人は一般社団法人となり、公益法人のステータスや税制上のメリットなどを失うほか、認定取消の日から5年間は公益認定の再申請はできない。さらに、認定取消の日から1ヶ月以内に公益目的事業財産を国等に贈与する必要があるなど、大きな痛手となる。役員等が欠格事由に該当しないことの証明は難しく、結局は本人の申告によらざるを得ないのが現実である。一般的には、役員等に変動があった場合(新任だけでなく、重任の場合を含む)には、役員等の候補者から欠格事由に該当しないことを確認するための誓約書(確認書)を頂くのが普通である。これは法律上の要請ではないものの、入手すべきものである。

朝日税理士法人 担当：木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。